

提出年月日						
令和		年		月		日

令和 8 年度大村市地域型保育事業指導監査資料
(小規模保育・事業所内保育事業)

運営法人	名 称						
	代表者	(役職)		(氏名)			
	所在地						
事業所	名 称						
	管理者	(職種)		(氏名)			
	所在地						
	系列施設（記入 又は○で囲む）	市内同一法人に紐付く保育施設数（ ）か所			無		
	認可年月日						
	確認年月日						
	T E L						
	E-mail						
	開所曜日・時間 （○で囲む）	曜日	月・火・水・木・金・土・日	時間	:	～	:
	給食実施状況 （○で囲む）	給食のみ実施／弁当のみ実施／給食・弁当併用／その他					
本資料作成者	(職種)		(氏名)				

<本資料中の主な基準と略称>

基準条例	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月16日条例第17号)
確認基準条例	大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例 (平成26年9月16日条例第18号)

大村市指導監査指摘事項の是正・改善状況

前回指導監査日： 令和 年 月 日

この表には、前回の大村市指導監査において「文書指摘」及び「口頭指摘」された事項について記載すること。
指摘事項なしの場合は「指摘事項なし」と記入すること。

	前回指摘事項の概要	現在までの是正・改善状況
文書指摘		
口頭指摘		

指導監査事項（施設監査事項）		点検結果																																								
		適	否																																							
○家庭的保育事業者等の一般原則（特定地域型保育に関する評価等） 自らその行う保育の質の評価（自己評価）を行い、常にその改善を図っているか。 （基準条例第5条第3項・確認基準条例第45条第1項）		☐	☐																																							
定期的に外部の者による評価（第三者評価）を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。 （基準条例第5条第4項・確認基準条例第45条第2項）		☐	☐																																							
○保育所等との連携（特定教育・保育施設等との連携） 保育所、幼稚園又は認定こども園と次の事項について連携協力体制を適切に確保しているか。 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。		☐	☐																																							
必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育をいう。）を提供すること。		☐	☐																																							
当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、保育を必要とする乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 （基準条例第6条第1項・確認基準条例第42条）		☐	☐																																							
連携施設を確保する際に書面（協定書や契約書等）によりその連携内容を定め、連携施設からの必要な支援内容を設定しているか。 ・連携施設の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施設名①</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">書面</td> <td style="width: 5%;">有</td> <td style="width: 5%;">□</td> <td style="width: 5%;">無</td> <td style="width: 5%;">□</td> </tr> <tr> <td>施設名②</td> <td></td> <td>書面</td> <td>有</td> <td>□</td> <td>無</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>施設名③</td> <td></td> <td>書面</td> <td>有</td> <td>□</td> <td>無</td> <td>□</td> </tr> </table>		施設名①		書面	有	□	無	□	施設名②		書面	有	□	無	□	施設名③		書面	有	□	無	□	☐	☐																		
施設名①		書面	有	□	無	□																																				
施設名②		書面	有	□	無	□																																				
施設名③		書面	有	□	無	□																																				
○非常災害 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めているか。 （基準条例第7条第1項）		☐	☐																																							
避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行っているか。 （基準条例第7条第2項） ・前年度の訓練実施状況（実施した月に○を入力） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">訓練内容</td> <td style="width: 5%;">4月</td> <td style="width: 5%;">5月</td> <td style="width: 5%;">6月</td> <td style="width: 5%;">7月</td> <td style="width: 5%;">8月</td> <td style="width: 5%;">9月</td> <td style="width: 5%;">10月</td> <td style="width: 5%;">11月</td> <td style="width: 5%;">12月</td> <td style="width: 5%;">1月</td> <td style="width: 5%;">2月</td> <td style="width: 5%;">3月</td> </tr> <tr> <td>避難訓練</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>消火訓練</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		訓練内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	避難訓練													消火訓練													☐	☐
訓練内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																														
避難訓練																																										
消火訓練																																										
避難・消火訓練結果を職員と共有し、今後の訓練に活かしているか。		☐	☐																																							

指導監査事項（施設監査事項）										点検結果																																					
										適	否																																				
○防災対策の充実強化 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。										☐	☐																																				
・ 消防設備の設置状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>項目</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>屋内消火栓設備</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>防火戸</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>防災カーテン</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>非常照明設備</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>スプリンクラー</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>火災通報装置</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>避難器具（はしご・すべり台）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>										項目	有	無	項目	有	無	消火器	☐	☐	屋内消火栓設備	☐	☐	自動火災報知設備	☐	☐	防火戸	☐	☐	誘導灯	☐	☐	防災カーテン	☐	☐	非常照明設備	☐	☐	スプリンクラー	☐	☐	火災通報装置	☐	☐	避難器具（はしご・すべり台）	☐	☐		
項目	有	無	項目	有	無																																										
消火器	☐	☐	屋内消火栓設備	☐	☐																																										
自動火災報知設備	☐	☐	防火戸	☐	☐																																										
誘導灯	☐	☐	防災カーテン	☐	☐																																										
非常照明設備	☐	☐	スプリンクラー	☐	☐																																										
火災通報装置	☐	☐	避難器具（はしご・すべり台）	☐	☐																																										
・ 専門業者による点検状況（前年度） <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1回目</td> <td rowspan="2">令和</td> <td rowspan="2">年</td> <td rowspan="2">月</td> <td rowspan="2">日</td> <td>点検業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要改善箇所</td> <td>あり ・ なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2回目</td> <td rowspan="2">令和</td> <td rowspan="2">年</td> <td rowspan="2">月</td> <td rowspan="2">日</td> <td>点検業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要改善箇所</td> <td>あり ・ なし</td> </tr> </tbody> </table> （消防法施行規則第31条の6第1項）										1回目	令和	年	月	日	点検業者名		要改善箇所	あり ・ なし	2回目	令和	年	月	日	点検業者名		要改善箇所	あり ・ なし																				
1回目	令和	年	月	日	点検業者名																																										
					要改善箇所	あり ・ なし																																									
2回目	令和	年	月	日	点検業者名																																										
					要改善箇所	あり ・ なし																																									
非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、「避難勧告」や「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。										☐	☐																																				
非常災害に対する具体的計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害、土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか。 （必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）										☐	☐																																				
非常災害に対する具体的計画には、次の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものであるか（県や市の防災計画等を参考の上、実効性の高い計画が策定されているか。）。										☐	☐																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">非常災害に対する具体的計画に定めている項目</th> <th colspan="2">記載</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設等の立地条件（地形等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>避難場所（市が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>関係機関との連携体制</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>										非常災害に対する具体的計画に定めている項目	記載		有	無	施設等の立地条件（地形等）	☐	☐	災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）	☐	☐	災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）	☐	☐	避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）	☐	☐	避難場所（市が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等）	☐	☐	避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）	☐	☐	避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等）	☐	☐	災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）	☐	☐	関係機関との連携体制	☐	☐						
非常災害に対する具体的計画に定めている項目	記載																																														
	有	無																																													
施設等の立地条件（地形等）	☐	☐																																													
災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）	☐	☐																																													
災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）	☐	☐																																													
避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）	☐	☐																																													
避難場所（市が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等）	☐	☐																																													
避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）	☐	☐																																													
避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等）	☐	☐																																													
災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）	☐	☐																																													
関係機関との連携体制	☐	☐																																													

指導監査事項（施設監査事項）		点検結果	
		適	否
非常災害に対する具体的計画の内容を職員間で十分に共有しているか。		☐	☐
避難訓練結果等を踏まえ、非常災害に対する具体的計画の内容を検証し適宜見直しているか。		☐	☐
不審者対応訓練等の実施や防犯のための研修など、防犯について配慮されているか。		☐	☐
○安全計画の策定等			
安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。		☐	☐
（基準条例第7条の2第1項）			
※安全計画とは、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画をいう。			
安全計画を職員に周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的の実施しているか。		☐	☐
（基準条例第7条の2第2項）			
・児童の安全確保に関する研修及び訓練の実施頻度			
研修	実施年月日（直近の実績）		年 月 日
	研修名		参加人数 人
	頻度	定期的 ☐	頻度（ ）
		不定期 ☐	
訓練	実施年月日（直近の実績）		年 月 日
	頻度	定期的 ☐	頻度（ ）
		不定期 ☐	
	内容		
利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。		☐	☐
（基準条例第7条の2第3項）			
定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。		☐	☐
（基準条例第7条の2第4項）			
○安全対策			
重大事故を防止するため、次の対策を講じているか。			
睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮することや、児童を一人にしないなど、安全な睡眠環境を整えているか。		☐	☐

指導監査事項（施設監査事項）		点検結果		
		適	否	
プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。		☐	☐	
乳幼児に対する危害防止に十分に配慮した設備（調理室や階段等に安全柵（ベビーフェンス等）を設けているか。		☐	☐	
落下の危険のある重量物等を棚の上や壁面収納等に置いていないか。		☐	☐	
児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息リスクとなるものを除去しているか。		☐	☐	
アレルギー疾患と診断され、保育において特別な配慮や管理が必要である子どもには、生活管理指導表等に基づいて対応しているか。		☐	☐	
児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。		☐	☐	
窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないなどについての保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。		☐	☐	
○自動車を行くする場合の所在の確認				
利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行することがあるか。	有	☐	無	☐
利用乳幼児の移動で使用する自動車には、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置など、何らかの安全装置が備わったものであるか。	有	☐	無	☐
(基準条例第7条の3)				
○体系的な研修計画の作成				
地域型保育事業所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しているか。		☐	☐	
(保育所保育指針第5章4(1))				
○職員の知識及び技能の向上等（勤務の体制等）				
職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。		☐	☐	
(基準条例第9条第2項・確認基準条例第47条第3項)				

指導監査事項（施設監査事項）				点検結果																															
				適	否																														
・貴施設の職員の資質向上のための研修の実績（前年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講年月日</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> （欄が不足する場合は、別紙を添付すること）				研修名	受講年月日	参加人数																													
研修名	受講年月日	参加人数																																	
○衛生管理等 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 <table border="1"> <tr> <td>取組内容</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> （基準条例第14条第1項）				取組内容				☐	☐																										
取組内容																																			
感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めているか。 <table border="1"> <tr> <td>取組内容</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> （基準条例第14条第2項）				取組内容				☐	☐																										
取組内容																																			
必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っているか。 （基準条例第14条第3項）				☐	☐																														
施設内での乳幼児への服薬に際しては、主治医または嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医または嘱託医との連携を密にするよう努めているか。 （平成20年5月22日付20こ未第149号県こども政策局長通知）				☐	☐																														
保育士等が乳幼児に服薬する場合は、服薬依頼書等の書面による依頼を保護者から受けた上で、行い、事故防止について細心の注意を払っているか。 （平成20年5月22日付20こ未第149号県こども政策局長通知）				☐	☐																														
○食育 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めているか。 （保育所保育指針第3章2(1)ウ）				☐	☐																														
○食事及び食事提供の特例 <table border="1"> <tr> <td>利用乳幼児への食事は、どこで調理していますか。</td> <td>自園</td> <td>☐</td> <td>外部搬入</td> <td>☐</td> </tr> </table>				利用乳幼児への食事は、どこで調理していますか。	自園	☐	外部搬入	☐																											
利用乳幼児への食事は、どこで調理していますか。	自園	☐	外部搬入	☐																															

指導監査事項（施設監査事項）						点検結果	
						適	否
・調理業務の受託者（外部搬入の場合）							
施設名①			契約書等	有	☐	無	☐
	献立作成者職氏名						
施設名②			契約書等	有	☐	無	☐
	献立作成者職氏名						
外部搬入の場合は、食事を提供する事業所においては、次の事項を満たしているか。 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が事業者（委託元）にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。						☐	☐
事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているか。						☐	☐
調理業務の受託者は、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であるか。						☐	☐
事業者（委託元）は、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができているか。						☐	☐
食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の段階に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。						☐	☐
調理を委託する場合においても、事業所内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 （基準条例第16条第1項）						☐	☐
献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健康な発育に必要な栄養量を含有するものであるか。 （基準条例第15条第2項）						☐	☐
食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。 （基準条例第15条第3項）						☐	☐
調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 （基準条例第15条第4項）						☐	☐

指導監査事項（施設監査事項）		点検結果																																																																																																																	
		適	否																																																																																																																
給食日誌の記録は適正に行われているか。		☐	☐																																																																																																																
食事（給食や補食）時間の前に毎回検食を行い、検食簿を整備し、適切に記録しているか。 (平成10年2月18日付け児発第86号)		☐	☐																																																																																																																
調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けているか。 (平成9年3月24日付け衛食第85号)		☐	☐																																																																																																																
スキムミルク（脱脂粉乳）を使用する場合においては、受払簿を整備し、受入年月日、受入数量、使用年月日、使用数量、残量を記入しているか。		☐	☐																																																																																																																
スキムミルク使用状況 有 ☐ 無 ☐ （関税暫定措置法施行令第33条第5項）																																																																																																																			
○健康増進																																																																																																																			
子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。 (保育所保育指針第3章1(2)ア)		☐	☐																																																																																																																
○利用乳幼児及び職員の健康診断																																																																																																																			
利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。 (基準条例第17条第1項)		☐	☐																																																																																																																
・利用開始時の健康診断 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 150px;">受入児童総数</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">人</td> <td style="width: 100px;">うち受診者数</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">利用開始時に未受診者がいる場合の理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> ・健康診断の実施状況（前年度） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">実施年月日</th> <th>受入児童総数</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1回目</td> <td>令和</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委託先</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2回目</td> <td>令和</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委託先</td> <td colspan="9"></td> </tr> </tbody> </table> ・歯科健康診断の実施状況（前年度） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">実施年月日</th> <th>受入児童総数</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1回目</td> <td>令和</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委託先</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2回目</td> <td>令和</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">委託先</td> <td colspan="9"></td> </tr> </tbody> </table> 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか（利用乳幼児の食事を調理する者（調理委託先の職員を含む。）の健康診断及び検便の実施状況並びに結果の確認をしているか。） （基準条例第17条第4項）				受入児童総数	人	うち受診者数	人	利用開始時に未受診者がいる場合の理由			実施年月日				受入児童総数	受診者数	1回目	令和		年		月		日		人		人	委託先											2回目	令和		年		月		日		人		人	委託先												実施年月日				受入児童総数	受診者数	1回目	令和		年		月		日		人		人	委託先											2回目	令和		年		月		日		人		人	委託先										
受入児童総数	人	うち受診者数	人																																																																																																																
利用開始時に未受診者がいる場合の理由																																																																																																																			
	実施年月日				受入児童総数	受診者数																																																																																																													
1回目	令和		年		月		日		人		人																																																																																																								
	委託先																																																																																																																		
2回目	令和		年		月		日		人		人																																																																																																								
	委託先																																																																																																																		
	実施年月日				受入児童総数	受診者数																																																																																																													
1回目	令和		年		月		日		人		人																																																																																																								
	委託先																																																																																																																		
2回目	令和		年		月		日		人		人																																																																																																								
	委託先																																																																																																																		

指導監査事項（施設監査事項）		点検結果																																							
		適	否																																						
○事業所内部の規程（運営規程） 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。		☐	☐																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所内部の規程（運営規程）に定めている項目</th> <th colspan="2">記載</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)事業の目的及び運営の方針</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(2)提供する保育の内容</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(3)職員の職種、員数及び職務の内容</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(4)保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(5)保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(7)家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(8)緊急時等における対応方法</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(9)非常災害対策</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(10)虐待の防止のための措置に関する事項</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>(11)その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> （基準条例第18条・確認基準条例第46条）		事業所内部の規程（運営規程）に定めている項目	記載		有	無	(1)事業の目的及び運営の方針	☐	☐	(2)提供する保育の内容	☐	☐	(3)職員の職種、員数及び職務の内容	☐	☐	(4)保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日	☐	☐	(5)保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	☐	☐	(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員	☐	☐	(7)家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項	☐	☐	(8)緊急時等における対応方法	☐	☐	(9)非常災害対策	☐	☐	(10)虐待の防止のための措置に関する事項	☐	☐	(11)その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	☐	☐		
事業所内部の規程（運営規程）に定めている項目	記載																																								
	有	無																																							
(1)事業の目的及び運営の方針	☐	☐																																							
(2)提供する保育の内容	☐	☐																																							
(3)職員の職種、員数及び職務の内容	☐	☐																																							
(4)保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日	☐	☐																																							
(5)保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	☐	☐																																							
(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員	☐	☐																																							
(7)家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項	☐	☐																																							
(8)緊急時等における対応方法	☐	☐																																							
(9)非常災害対策	☐	☐																																							
(10)虐待の防止のための措置に関する事項	☐	☐																																							
(11)その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	☐	☐																																							
○事業所に備える帳簿 職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。 （基準条例第19条）		☐	☐																																						
○秘密保持等 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 （基準条例第20条第1項2項・確認基準条例第50条において準用する第27条第1項2項） ・どのような措置を講じているか。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>誓約書を取り交わしている</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table>		誓約書を取り交わしている	☐	その他（ ）	☐	☐	☐																																		
誓約書を取り交わしている	☐																																								
その他（ ）	☐																																								
○苦情への対応 利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 （基準条例第21条第1項・確認基準条例第50条において準用する第30条第1項） ・どのような苦情対応措置を講じているか。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>苦情受付窓口を設置している</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>第三者委員を配置している</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 （確認基準条例第50条において準用する第30条第2項）		苦情受付窓口を設置している	☐	第三者委員を配置している	☐	その他（ ）	☐	☐	☐																																
苦情受付窓口を設置している	☐																																								
第三者委員を配置している	☐																																								
その他（ ）	☐																																								

指導監査事項（施設監査事項）									点検結果																																																				
									適	否																																																			
○設備の基準 乳児室又はほふく室の面積は乳児（0歳児）又は幼児（1歳児）1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は幼児（満2歳以上児）1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場（事業所付近の代替場所を含む。）の面積は幼児（満2歳以上児）1人につき3.3㎡以上を確保しているか。 （基準条例第28条第2号・第5号・第48条）									☐	☐																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準 (㎡/人)</th> <th>年齢</th> <th>利用 定員 ① (人)</th> <th>必要 面積 (①×基準) (㎡)</th> <th>実受入 児童数 ② (人)</th> <th>必要 面積 (②×基準) (㎡)</th> <th>実面積 ③ (㎡)</th> <th>適合 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳児室兼 ほふく室</td> <td rowspan="2">3.30</td> <td>0歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育室兼 遊戯室</td> <td>1.98</td> <td rowspan="2">満2歳 以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>3.30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	基準 (㎡/人)	年齢	利用 定員 ① (人)	必要 面積 (①×基準) (㎡)	実受入 児童数 ② (人)	必要 面積 (②×基準) (㎡)	実面積 ③ (㎡)	適合 状況	乳児室兼 ほふく室	3.30	0歳児							1歳児							保育室兼 遊戯室	1.98	満2歳 以上							屋外遊戯場	3.30							合計										
区分	基準 (㎡/人)	年齢	利用 定員 ① (人)	必要 面積 (①×基準) (㎡)	実受入 児童数 ② (人)	必要 面積 (②×基準) (㎡)	実面積 ③ (㎡)	適合 状況																																																					
乳児室兼 ほふく室	3.30	0歳児																																																											
		1歳児																																																											
保育室兼 遊戯室	1.98	満2歳 以上																																																											
屋外遊戯場	3.30																																																												
合計																																																													
建物その他設備の規模や構造、その図面を変更する場合は、あらかじめ市に届け出ているか。 児童福祉法施行規則第36条の36第4項									☐	☐																																																			
○職員（小規模保育事業所A型・事業所内保育事業所） 管理者（施設長）は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。									☐	☐																																																			
管理者（施設長）は2以上の事業所又は他の事業と兼務しておらず、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従しているか。									☐	☐																																																			
管理者（施設長）は給付費（特定地域型保育等に要する費用）からの給与支出があるか。 （留意事項通知別紙6のⅡの1(2)(イ)i・別紙8のⅡの1(2)(イ)i)									☐	☐																																																			
保育士（事業所内保育事業所にあつては保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として市長が認める研修を修了した者をいう。）以下同じ。）、嘱託医及び調理員（調理業務の全部を委託する事業所又は施設から食事を搬入する事業所を除く。）を配置し、保育士の数については、次の(1)(2)の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上であるか。 (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳以上に満たない幼児 おおむね5人につき1人 （基準条例第29条第1項・第2項・第47条第1項・第2項）									☐	☐																																																			
<table border="1"> <tr> <td>嘱託歯科医配置の有無</td> <td>有</td> <td>☐</td> <td>無</td> <td>☐</td> </tr> </table>									嘱託歯科医配置の有無	有	☐	無	☐																																																
嘱託歯科医配置の有無	有	☐	無	☐																																																									

指導監査事項（施設監査事項）		点検結果																																			
		適	否																																		
・ 嘱託医及び嘱託歯科医の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>担当医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		医療機関名	担当医																																		
医療機関名	担当医																																				
○必要な職員確保と職員処遇の充実 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ・ 職員の計画的な採用に努めているか。 ・ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。		☐	☐																																		
○勤務体制の確保等 認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。 （確認基準条例第47条第1項）		☐	☐																																		
通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。		☐	☐																																		
労働基準法第24条の労使の協定が締結されているか。		☐	☐																																		
労働基準法第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。		☐	☐																																		
・ 職員の勤務条件等の整備状況 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>就業規則</td> <td>制定</td> <td>年 月 日</td> <td>直近改正</td> <td>年 月 日</td> <td>労基届出</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">労働基準法 関係</td> <td>24条協定</td> <td colspan="3">（給食費・親睦会費等の法定外給与控除）</td> <td>労使締結</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>36条協定</td> <td colspan="3">（時間外労働・休日労働）</td> <td>労基届出</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">直近の労基署立入検査</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">労基署名称</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">労基署の指摘事項 及び改善状況</td> <td colspan="5"> </td> </tr> </tbody> </table>		就業規則	制定	年 月 日	直近改正	年 月 日	労基届出	年 月 日	労働基準法 関係	24条協定	（給食費・親睦会費等の法定外給与控除）			労使締結	年 月 日	36条協定	（時間外労働・休日労働）			労基届出	年 月 日	直近の労基署立入検査		年 月 日	労基署名称				労基署の指摘事項 及び改善状況								
就業規則	制定	年 月 日	直近改正	年 月 日	労基届出	年 月 日																															
労働基準法 関係	24条協定	（給食費・親睦会費等の法定外給与控除）			労使締結	年 月 日																															
	36条協定	（時間外労働・休日労働）			労基届出	年 月 日																															
直近の労基署立入検査		年 月 日	労基署名称																																		
労基署の指摘事項 及び改善状況																																					

指導監査事項（共通事項）	点検結果					
	適	否				
○保育の内容（特定地域型保育の取扱方針） 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。 （基準条例第30条及び48条において準用する第25条・確認基準条例第44条）	☐	☐				
○全体的な計画の作成 保育所保育指針における保育の目標を達成するため、全体的な計画を作成しているか。 （保育所保育指針第1章3(1)ア）	☐	☐				
全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的な見通しをもって適切に作成されているか。 （保育所保育指針第1章3(1)イ）	☐	☐				
全体的な計画は、地域型保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、創意工夫して保育できるよう、作成されているか。 （保育所保育指針第1章3(1)ウ）	☐	☐				
<table><tr><td>養護・教育に関する視点や領域ごとの「ねらい」</td><td>☐</td></tr><tr><td>養護・教育に関する視点や領域ごとの「内容」</td><td>☐</td></tr></table>	養護・教育に関する視点や領域ごとの「ねらい」	☐	養護・教育に関する視点や領域ごとの「内容」	☐		
養護・教育に関する視点や領域ごとの「ねらい」	☐					
養護・教育に関する視点や領域ごとの「内容」	☐					
全体的な計画に基づく「指導計画」、「保健計画」、「食育計画」、「安全計画」等各種計画は、園の特色を反映して作成されているか。	☐	☐				
○指導計画の作成・展開 全体的な計画に基づき、長期的な指導計画と短期的な指導計画を作成しているか。 （保育所保育指針第1章3(2)ア）	☐	☐				
3歳未満児について、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成しているか。 （保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)）	☐	☐				
指導計画には、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容が設定してあるか。 （保育所保育指針第1章3(2)ウ）	☐	☐				
障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置付けているか。 （保育所保育指針第1章3(2)キ）	☐	☐				

指導監査事項（確認監査事項）															点検結果																																																																																																										
															適	否																																																																																																									
○利用定員に関する基準 ・年齢別利用定員の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢区分</th> <th colspan="2" rowspan="2">利用定員</th> <th colspan="4">内訳（事業所内保育事業のみ）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">うち従業員枠</th> <th colspan="2">うち地域枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> ・過去2年間の利用状況及び各年度の年間平均在所率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用定員</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> <th>在所率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※各年度の利用定員と各月初日の利用こども数を記入してください。 ※年度途中で利用定員を変更した場合は算出された在所率を調整する必要がある。 ○内容及び手続きの説明及び同意 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の開始について利用申込者の同意を得ているか。 （確認基準条例第38条） ・どのように保護者から同意を得ているか。 <table border="1"> <tr> <td>書面への署名又は捺印</td> <td>☐</td> <td>口頭</td> <td>☐</td> </tr> </table> ・保護者の同意日は記録されているか。 <table border="1"> <tr> <td>記録あり</td> <td>☐</td> <td>記録なし</td> <td>☐</td> </tr> </table> ・記録ありの場合、同意日は入所前の日付となっているか。 <table border="1"> <tr> <td>入所日より前</td> <td>☐</td> <td>入所日より後</td> <td>☐</td> </tr> </table> ・重要事項説明書等と運営規程との整合性はとれているか。 <table border="1"> <tr> <td>とれている</td> <td>☐</td> <td>わからない</td> <td>☐</td> </tr> </table>																	年齢区分	利用定員		内訳（事業所内保育事業のみ）				うち従業員枠		うち地域枠		0歳児		人		人		人	1歳児		人		人		人	2歳児		人		人		人	合計		人		人		人		利用定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	在所率(%)	R6																R7																書面への署名又は捺印	☐	口頭	☐	記録あり	☐	記録なし	☐	入所日より前	☐	入所日より後	☐	とれている	☐	わからない	☐	☐	☐
年齢区分	利用定員		内訳（事業所内保育事業のみ）																																																																																																																						
			うち従業員枠		うち地域枠																																																																																																																				
0歳児		人		人		人																																																																																																																			
1歳児		人		人		人																																																																																																																			
2歳児		人		人		人																																																																																																																			
合計		人		人		人																																																																																																																			
	利用定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	在所率(%)																																																																																																										
R6																																																																																																																									
R7																																																																																																																									
書面への署名又は捺印	☐	口頭	☐																																																																																																																						
記録あり	☐	記録なし	☐																																																																																																																						
入所日より前	☐	入所日より後	☐																																																																																																																						
とれている	☐	わからない	☐																																																																																																																						

指導監査事項（確認監査事項）	点検結果	
	適	否
○正当な理由のない提供拒否の禁止等 保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではないか。 (確認基準条例第39条第1項) ☐ ☐		
認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 (確認基準条例第39条第4項) ☐ ☐		
○受給資格等の確認 特定地域型保育の提供を求められた場合、保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、認定子どもの該当する区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。 (確認基準条例第50条において準用する第8条) ☐ ☐		
○教育・保育給付認定の申請に係る援助 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (確認基準条例第50条において準用する第9条第1項) ☐ ☐		
教育・保育給付認定の変更の認定申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (確認基準条例第50条において準用する第9条第2項) ☐ ☐		
○心身の状況等の把握 特定地域型保育の提供に当たっては、認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。 (確認基準条例第41条) ☐ ☐		
○小学校等との連携 特定地域型保育の提供の終了に際しては、認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限る。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等との密接な連携に努めているか。 (確認基準条例第50条において準用する第11条) ☐ ☐		
○特定地域型保育の提供の記録 特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 (確認基準条例第50条において準用する第12条) ☐ ☐		

指導監査事項（確認監査事項）	点検結果																																	
	適	否																																
○利用者負担額等の受領 利用者負担額（保育料）のほか、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価として、特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行っているか。 <table border="1" data-bbox="229 356 954 430"> <tr> <td>徴収している</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>徴収していない</td><td>☐</td></tr> </table> （確認基準条例第43条第3項） 特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行っている場合は、以下の欄に記入してください。 ・費用内容、金額及び徴収理由 <table border="1" data-bbox="229 535 1128 680"> <thead> <tr> <th>費用内容</th><th>金額</th><th>徴収理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table> 【特定負担額の徴収（上乗せ徴収）とは】 特定地域型保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格によって賄われない費用の内、こどもの心身に資すると判断でき、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求める費用。 （例） ・公定価格上の基準を超えた職員の配置 ・平均的な水準を超えた施設整備 ・付加的な保育（体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数）等に要する費用 ・保護者にどのように費用の説明をしているか。 <table border="1" data-bbox="229 1106 954 1180"> <tr> <td>重要事項の説明時に文書を交付して説明</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>その他（ ）</td><td>☐</td></tr> </table> ・どのように保護者から同意を得ているか。 <table border="1" data-bbox="229 1249 954 1323"> <tr> <td>書面への署名又は捺印</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>口頭</td><td>☐</td></tr> </table> ・保護者の同意日は記録されているか。 <table border="1" data-bbox="229 1393 954 1467"> <tr> <td>記録あり</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>記録なし</td><td>☐</td></tr> </table> 実費徴収を行っているか。 <table border="1" data-bbox="229 1572 954 1646"> <tr> <td>徴収している</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>徴収していない</td><td>☐</td></tr> </table> 【実費徴収とは】 特定地域型保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。 （例） ・文房具代・制服代 ・遠足代・行事参加代 ・給食代・食材費 ・通園バス代等 （確認基準条例第43条第4項）	徴収している	☐	徴収していない	☐	費用内容	金額	徴収理由		円			円			円		重要事項の説明時に文書を交付して説明	☐	その他（ ）	☐	書面への署名又は捺印	☐	口頭	☐	記録あり	☐	記録なし	☐	徴収している	☐	徴収していない	☐		
徴収している	☐																																	
徴収していない	☐																																	
費用内容	金額	徴収理由																																
	円																																	
	円																																	
	円																																	
重要事項の説明時に文書を交付して説明	☐																																	
その他（ ）	☐																																	
書面への署名又は捺印	☐																																	
口頭	☐																																	
記録あり	☐																																	
記録なし	☐																																	
徴収している	☐																																	
徴収していない	☐																																	

指導監査事項（確認監査事項）				点検結果																																					
				適	否																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実費徴収の費用内容</th> <th>金額</th> <th>実費徴収の費用内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr> </tbody> </table>				実費徴収の費用内容	金額	実費徴収の費用内容	金額		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		
実費徴収の費用内容	金額	実費徴収の費用内容	金額																																						
	円		円																																						
	円		円																																						
	円		円																																						
	円		円																																						
	円		円																																						
	円		円																																						
	円		円																																						
	円		円																																						
保護者から費用の額の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しているか。				☐	☐																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>領収証を発行・交付している</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>集金袋で対応している</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> （確認基準条例第43条第5項）				領収証を発行・交付している	☐	集金袋で対応している	☐	その他（ ）	☐																																
領収証を発行・交付している	☐																																								
集金袋で対応している	☐																																								
その他（ ）	☐																																								
領収証や集金袋での対応の場合、園にその控えを保管しているか。				☐	☐																																				
特定負担額及び実費徴収に係る金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ているか。 （確認基準条例第43条第6項）				☐	☐																																				
○地域型保育給付費等の額に係る通知等 法定代理受領により特定教育・保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しているか。 ・保護者への通知方法 （確認基準条例第50条において準用する第14条）				☐	☐																																				
○相談及び援助 常に認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、認定子ども又は当該認定子どもに係る保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 （確認基準条例第50条において準用する第17条）				☐	☐																																				
○緊急時等の対応 職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに認定子どもに係る保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 （確認基準条例第50条において準用する第18条）				☐	☐																																				

指導監査事項（確認監査事項）	点検結果					
	適	否				
○教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知 特定地域型保育を受けている認定子どもに係る保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該地域型保育給付費の支給に係る市町村に通知するようにしているか。 （確認基準条例第50条において準用する第19条）	☐	☐				
○掲示等 特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項について周知しているか。 <table border="1"> <tr> <td>施設見やすい場所に掲示している</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>インターネット上で公開している</td><td>☐</td></tr> </table> ※インターネット（ここdeサーチ含む） （確認基準条例第50条において準用する第23条）	施設見やすい場所に掲示している	☐	インターネット上で公開している	☐	☐	☐
施設見やすい場所に掲示している	☐					
インターネット上で公開している	☐					
○教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則 認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはいないか。 （確認基準条例第50条において準用する第24条）	☐	☐				
○虐待等の禁止 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 ・虐待未然防止等措置の具体的な内容（研修、マニュアル整備等）	☐	☐				
○第三者への情報提供時の同意 小学校、他の特定教育・保育施設等の機関に対して、認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により認定子どもに係る保護者の同意を得ているか。 ※要録送付については、法令に基づく第三者提供のため、保護者による同意は不要。 （確認基準条例第50条において準用する第27条第3項）	☐	☐				
○情報の提供等 小学校就学前子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業所を選択することができるように、当該特定地域型保育事業所が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 （確認基準条例第50条において準用する第28条第1項）	☐	☐				
特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 （確認基準条例第50条において準用する第28条第2項）	☐	☐				

指導監査事項（確認監査事項）		点検結果																											
		適	否																										
○利益供与等の禁止 教育・保育施設や地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （確認基準条例第50条において準用する第29条第1項）		☐	☐																										
教育・保育施設や地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 （確認基準条例第50条において準用する第29条第2項）		☐	☐																										
○地域との連携等 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 （確認基準条例第50条において準用する第31条） ・地域交流の内容		☐	☐																										
○事故発生の防止及び発生時の対応 事故の発生又はその再発を防止するため、次の(1)～(3)に定める措置を講じているか。 (1)事故が発生した場合の対応や、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。 (3)事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 ・指針について記 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">記載内容</td> <td>事故が発生した場合の対応方法 ☐</td> </tr> <tr> <td>事故が発生した場合の報告方法 ☐</td> </tr> <tr> <td>事故に至る危険性がある事態（ヒヤリ・ハットを含む）が生じた場合の報告方法 ☐</td> </tr> <tr> <td>事故の要因分析・検証方法 （事故発生防止委員会の運用事項等） ☐</td> </tr> </tbody> </table> ・改善策をどのように周知しているか <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>事故が発生した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故に至る危険性がある うけたいが生じた場合 （ヒヤリ・ハット含む）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・事故発生防止のための委員会について <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>メンバー</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開催頻度</td> <td>定期的</td> <td>☐</td> <td>頻度（ ）</td> </tr> <tr> <td>不定期</td> <td>☐</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直近の開催内容</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">（ 年 月 日 開催）</td> </tr> </tbody> </table>		名称		記載内容	事故が発生した場合の対応方法 ☐	事故が発生した場合の報告方法 ☐	事故に至る危険性がある事態（ヒヤリ・ハットを含む）が生じた場合の報告方法 ☐	事故の要因分析・検証方法 （事故発生防止委員会の運用事項等） ☐	事故が発生した場合		事故に至る危険性がある うけたいが生じた場合 （ヒヤリ・ハット含む）		メンバー				開催頻度	定期的	☐	頻度（ ）	不定期	☐		直近の開催内容	（ 年 月 日 開催）			☐	☐
名称																													
記載内容	事故が発生した場合の対応方法 ☐																												
	事故が発生した場合の報告方法 ☐																												
	事故に至る危険性がある事態（ヒヤリ・ハットを含む）が生じた場合の報告方法 ☐																												
	事故の要因分析・検証方法 （事故発生防止委員会の運用事項等） ☐																												
事故が発生した場合																													
事故に至る危険性がある うけたいが生じた場合 （ヒヤリ・ハット含む）																													
メンバー																													
開催頻度	定期的	☐	頻度（ ）																										
	不定期	☐																											
直近の開催内容	（ 年 月 日 開催）																												

指導監査事項（確認監査事項）		点検結果																													
		適	否																												
・事故発生の防止のための職員研修の実績（前年度の自園分のみ記入） <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講年月日</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> （確認基準条例第50条において準用する第32条第1項）		研修名	受講年月日	参加人数																											
研修名	受講年月日	参加人数																													
子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。		☐	☐																												
・過去の事故発生事例 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">発生の有無</td> <td>有</td> <td>☐</td> <td colspan="2">（ ）件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">内、保護者への連絡 件、市への報告 件</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>無</td> <td>☐</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>事故概要</td> <td colspan="4">発生年月日： </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市への報告</td> <td>済</td> <td>☐</td> <td>報告年月日</td> <td>（ ）</td> </tr> <tr> <td>未</td> <td>☐</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table> （確認基準条例第50条において準用する第32条第2項）		発生の有無	有	☐	（ ）件		内、保護者への連絡 件、市への報告 件					無	☐			事故概要	発生年月日：				市への報告	済	☐	報告年月日	（ ）	未	☐				
発生の有無	有		☐	（ ）件																											
	内、保護者への連絡 件、市への報告 件																														
	無	☐																													
事故概要	発生年月日：																														
市への報告	済	☐	報告年月日	（ ）																											
	未	☐																													
事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 （確認基準条例第50条において準用する第32条第3項） <table border="1"> <tr><td>発生状況・処置状況</td><td>☐</td></tr> <tr><td>保護者対応について</td><td>☐</td></tr> <tr><td>医療機関の受信状況</td><td>☐</td></tr> <tr><td>事故原因の分析結果</td><td>☐</td></tr> <tr><td>改善策や今後の再発防止策</td><td>☐</td></tr> </table>		発生状況・処置状況	☐	保護者対応について	☐	医療機関の受信状況	☐	事故原因の分析結果	☐	改善策や今後の再発防止策	☐	☐	☐																		
発生状況・処置状況	☐																														
保護者対応について	☐																														
医療機関の受信状況	☐																														
事故原因の分析結果	☐																														
改善策や今後の再発防止策	☐																														
ヒヤリハットの事例について記録しているか。		☐	☐																												
認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 （確認基準条例第50条において準用する第32条第4項）		☐	☐																												
・賠償責任保険の加入状況 <table border="1"> <tr> <td>加入済</td> <td>☐</td> <td>未加入</td> <td>☐</td> <td>前年度保険適用件数</td> <td>件</td> </tr> </table>		加入済	☐	未加入	☐	前年度保険適用件数	件																								
加入済	☐	未加入	☐	前年度保険適用件数	件																										

指導監査事項（確認監査事項）	点検結果	
	適	否
○会計の区分 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 （確認基準条例第50条において準用する第33条）	☐	☐
○記録の整備 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （確認基準条例第49条第1項）	☐	☐
認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 （確認基準条例第49条第2項）	☐	☐
(1) 基準条例第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 基準条例第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録 (3) 基準条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録 (4) 基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		

業務管理体制の届出状況 (大村市以外にも特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所を設置している設置者は、届出先が国又は県となるため除く)		点検結果							
		適	否						
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）を選任し、届出を行っているか。 <table border="1" data-bbox="264 432 767 622"> <tr> <td>役職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置年月日</td> <td></td> </tr> </table>		役職		氏名		配置年月日		☐	☐
役職									
氏名									
配置年月日									
(子ども・子育て支援法第55条)									